

特別加入
「ハッ? じゃけど労災ゆうたら事業所単位で入るもんなんじゃろ? どおしてえ?」
「ほんなら自分がケガをしたらどうなるん?」
労働者を一人以上使用する事業は、原則として労災保険加入が義務付けられています。しかし、労働者を使用していても、個人事業の事業主やその家族従業員、法人の代表取締役や業務執行権のある役員は労働者が認められないとの理由から労災保険の適用を受けられません。ですが、個人事業を含めた中小企業では、肩書きが代表取締役であっても業務遂行に深く携わっていらつしやいます。
このような立場の方々を業務関連の被災から保護するのが特別加入制度です。ただし、この制度を利用するには、商工会(議所)や医師会など労働保険事務組合として認可されている団体や、同業者で構成された組合などの団体を通さなくてはなりません。また、労働保険事務組合には、社会保険労務士が設立したものもあります。
右に該当する方々は、事業所は労災保険に加入していても、ご本人は保険未適用かもしれません。労災には年金制度もありますので、危険を伴う事業の場合は、特別加入に目を向けてください。

労災特別加入 労働保険事務組合 保険料分割納付

労災保険と雇用保険への加入促進を目的として、旧労働省が設けた組織というよりは制度です。労働者だけでなく、事業主にも恩恵があります。業務の範囲と利用メリットは下記の通りです。

- 業務の範囲
 - 保険関係成立、任意加入申請、雇用保険の適用事業所設置などに関する事務
 - 雇用保険の被保険者に関する(資格の得喪、転勤届など)事務
 - 労災保険の特別加入の申請などに関する事務
 - 労働保険料及びこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務
 - その他労働保険についての申請、届出、報告などに関する事務
- 利用メリット
 - 労災保険の特別加入が可能
 - 労働保険料の分割納付が無条件に可能

そして、労働保険事務組合を持たない社会保険労務士ではこのメリットを提供できません。ただし、下記の業務は労働保険事務組合としては行えません。

- 社会保険に関するすべての事務
- 保険給付に関する請求書などの事務
- 印紙保険料に関する事務
- 雇用三事業の各種助成金申請などに関する事務

つまり、労働保険事務組合の業務と社会保険労務士の業務はまったく同じではないのです。それぞれの業務範囲を把握してそれぞれを有効利用することで、より高い事業経営とより円滑な事業運営を目指せます。

また、上段の『労災に入れない...』とも関連しますが、民間の傷害保険には労災加入を条件としたものもそうでないものがあり、前者であれば労災未適用だったために加入した傷害保険が給付されないことになりかねません。思い当たる場合はご確認ください。

なお、今回の内容は健康保険の保険給付です。

今すぐ使えるフリーソフト



@(あっと)何日? Version 1.9.8

<http://www.vector.co.jp/soft/dl/win95/personal/se220976.html>

行事の日時を設定すると、『～まであと dd 日 hh 時間 mm 分 ss 秒』とデスクトップでカウントダウンします。背景が透けて見えるので邪魔になりにくい、壁紙や背面画面の色合いに応じてカウントダウン文字色も変化する、など脇役に徹するところが GOOD。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184

e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

ご存知ですか? こんな法律

健康保険の扶養要件(第3条第7項)

この法律において被扶養者とは、次に掲げる者をいう。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
2. 被保険者の3親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
3. 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
4. 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

扶養となる者の収入が130万円(一定の高齢者や障害者は180万円)未満である必要があります。

10月は上旬に衛生週間があったということもあり、事業主の皆様のご協力とご配慮のもと、事業所での労働者および消費者への安全衛生面の取り組みを勉強させていただきました。タイミングよく関連記事を先輩社労士が書かれていましたので、ご本人様のご了承のもと、ここに掲載させていただきます。

三菱自動車再建と地域の再生

岡山県社会保険労務士会

廣瀬 信博 労務士

今年の四月、タイムラークライスラーが経営支援の打ち切りを発表して以来、「リコール隠し」など三菱自動車をめぐる不祥事が次々と報道され、三菱自動車は今まさに存亡の危機に立たされている。

五月に発表された経営再建計画によれば、二〇〇六年度末までに岡崎工場を閉鎖し、従業員千八百人は地元企業や水島製作所への配置転換により雇用を維持すること、場合によっては、三菱グループ企業への受け入れもあるという。

水島製作所を地元を持つ岡山県民としては、家族が関連企業に勤めていなくても他人事とは思えない。なにしろ、私が生まれる前から三菱自動車はこの地に根ざしていたのである。したがって、地域経済に与える影響の大きさは計り知れないことは言うまでもない。

既に、地元では三菱自動車の操業短縮に伴い、社員を販売会社に向かせているとの情報が伝わるが、その手厚い待遇を漏れ聞くにつけ、「そんなことは社員に危機意識が伝わらない」と揶揄する声も聞こえる。これまでは受注残の消化と在庫調整でなんとか凌いで来たものの、今後は厳しい局面を向かえることになるそうだ。

これが工場閉鎖に追い込まれることとなった岡崎工場の地元ではどうだろう。おそらく状況はもつとすさまじいものであるに違いない。ともかく関連企業を含め、本格化するであろう影響の大きさと将来への不安に鬱々とする日々が続いている。

しかしながら、残念なのは、ここに至るまでの三菱自動車の対応のまずさと、三菱グループの腰の重さである。

トラブル発生のたびに見られた世間一般と企業の思惑とのギャップに、企業としての戦

略のなさを露呈してしまった。企業としての独自性は、グループ企業の中では発揮されないものなのか。

平成四年、岡山県会は安全衛生研修として三菱自動車水島製作所の工場見学をさせていただいた。生活に直結した商品が見事なまでの流れ作業で生産される様に驚嘆したものだ。ところが工場見学の朝、工場の正門前に着いたところ『三菱車でない者は入場できない。ずっと向こうの広場に車をまわすように』とのことだった。私の車を含め多くの車が指定された広場に駐車し、正門まで歩かされたものである。その時には「大企業はこんなものだろう」とやり過ぎしてしまった。（来客用の駐車場が狭いという理由もあるそうです。）

あれから十二年が経過し、不幸にもブランドは地に落ちてしまった。連日の集中砲火ともいえるマスコミ報道に、三菱車に乗ることへの後ろめたさが消費行動に多大の影響を与えてしまった。地元でさえ道路を走る三菱車が少なくなってしまうたのである。

問題は、地元を含め、消費者が三菱車を受け入れる気持ちになれるかどうかだ。コンプライアンス（法令遵守）とか企業の社会的責任の問題は、当然追及されるべきであろう。しかし、ダイエー同様、図体がデカくなり過ぎた不祥の子に、地元としてはいささか自嘲気味にならざるを得ない。とはいえ地域再生のために、三菱自動車には是が非でも頑張ってもらいたいのである。

三菱自動車の経営陣と社員の心の中に『三菱グループが三菱自動車を支えてくれる』そんな甘えが少しでも残っていたら、経営再建は既に失敗である。経営陣と社員はいま一度余計なプライドをかなぐり捨て、まずは地元を受け入れられる企業として信頼の礎を築いてもらいたいものである。

来るべき 2005 年の岡山国体を目前に控え

Go Go GaGyu

高梁初!!

ソフトボールのクラブチーム **高梁臥牛クラブ** (仮称) 沈黙を破って結成か?



メンバー募集

詳しくは西川事務所まで



ソフトボールへの熱い情熱と強い愛着が必要です。ゴムのボールではなく皮のボールを使用します。高梁高校ソフトボール部 OB に限定はしていません。自薦・他薦を問いません。